

# 避雷設備關係法令集

- 建築基準法
- 消防法
- 火藥類取締法

# 建築基準法(抄)

(昭和二十五年五月二十四日法律第二百一号)  
最終改正:平成二三年一二月一四日法律第一二四号

## (目的)

第一条 この法律は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

## (用語の定義)

第二条 三 建築設備 建築物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。

## (建築物の建築等に関する申請及び確認)

第六条 建築主は、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合(増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。)、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合においては、該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定(この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定(以下「建築基準法令の規定」という。)その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。以下同じ。)に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。当該確認を受けた建築物の計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をして、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合(増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。)、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合も、同様とする。

- 一 別表第一(い)欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの
- 二 木造の建築物で三以上の階数を有し、又は延べ面積が五百平方メートル、高さが十三メートル若しくは軒の高さが九メートルを超えるもの
- 三 木造以外の建築物で二以上の階数を有し、又は延べ面積が二百平方メートルを超えるもの
- 四 前三号に掲げる建築物を除くほか、都市計画区域若しくは準都市計画区域(いざれも都道府県知事が都道府県都市計画審議会の意見を聴いて指定する区域を除く。)若しくは景観法(平成十六年法律第百十号)第七十四条第一項の準景観地区(市町村長が指定する区域を除く。)内又は都道府県知事が関係市町村の意見を聴いてその区域の全部若しくは一部について指定する区域内における建築物
- 5 建築主事は、第一項の申請書を受理した場合においては、同項第一号から第三号までに係るものにあってはその受理した日から三十五日以内に、同項第四号に係るものにあってはその受理した日から七日以内に、申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて建築基準関係規定に適合することを確認したときは、当該申請者に確認済証を交付しなければならない。

## (建築物に関する完了検査)

第七条 建築主は、第六条第一項の規定による工事を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、建築主事の検査を申請しなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、第六条第一項の規定による工事が完了した日から四日以内に建築主事に到達するようになればならない。ただし、申請をしなかつたことについて国土交通省令で定めるやむを得ない理由があるときは、この限りでない。
- 3 前項ただし書の場合における検査の申請は、その理由がやんだ日から四日以内に建築主事に到達するようになればならない。
- 4 建築主事が第一項の規定による申請を受理した場合においては、建築主事又はその委任を受けた当該市町村若しくは都道府県の職員(以下この章において「建築主事等」という。)は、その申請を受理した日から七日以内に、当該工事に係る建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合しているかどうかを検査しなければならない。
- 5 建築主事等は、前項の規定による検査をした場合において、当該建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合していることを認めたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該建築物の建築主に対して検査済証を交付しなければならない。

## (検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限)

第七条の六 第六条第一項第一号から第三号までの建築物を新築する場合又はこれらの建築物(共同住宅以外の住宅及び居室を有しない建築物を除く。)の増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替の工事で、廊下、階段、出入口その他の避難施設、消火栓、スプリンクラーその他の消火設備、排煙設備、非常用の照明装置、非常用の昇降機若しくは防火区画で政令で定めるものに関する工事(政令で定める軽易な工事を除く。)を含むものをする場合においては、当該建築物の建築主は、第七条第五項の検査済証の交付を受けた後でなければ、当該新築に係る建築物又は当該避難施設等に関する工事に係る建築物若しくは建築物の部分を使用し、又は使用させてはならない。ただし、次の各号のいざれかに該当する場合には、検査済証の交付を受ける前においても、仮に、当該建築物又は建築物の部分を使用し、又は使用させることができる。

- 一 特定行政庁(第七条第一項の規定による申請が受理された後においては、建築主事)が、安全上、防火上及び避難上支障がないと認めて仮使用の承認をしたとき。
- 二 第七条第一項の規定による申請が受理された日(第七条の二第一項の規定による指定を受けた者が同項の規定による検査の引受けを行った場合にあっては、当該検査の引受けに係る工事が完了した日又は当該検査の引受けを行った日のいざれか遅い日)から七日を経過したとき。
- 3 前項第一号の仮使用の承認の申請の手続に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(維持保全)

- 第八条 建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するよう努めなければならない。
- 2 第十二条第一項に規定する建築物の所有者又は管理者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するため、必要に応じ、その建築物の維持保全に関する準則又は計画を作成し、その他適切な措置を講じなければならない。この場合において、国土交通大臣は、当該準則又は計画の作成に関し必要な指針定めることができる。

(報告、検査等)

- 第十二条 第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物(国、都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物を除く。)で特定行政庁が指定するものの所有者(所有者と管理者が異なる場合においては、管理者。第三項において同じ。)は、当該建築物の敷地、構造及び建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は国土交通大臣が定める資格を有する者にその状況の調査(当該建築物の敷地及び構造についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含み、当該建築物の建築設備についての第三項の検査を除く。)をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。
- 3 昇降機及び第六条第一項第一号に掲げる建築物その他第一項の政令で定める建築物の昇降機以外の建築設備(国、都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物に設けるものを除く。)で特定行政庁が指定するものの所有者は、当該建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は国土交通大臣が定める資格を有する者に検査(当該建築設備についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含む。)をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。
- 5 特定行政庁、建築主事又は建築監視員は、次に掲げる者に対して、建築物の敷地、構造、建築設備若しくは用途又は建築物に関する工事の計画若しくは施工の状況に関する報告を求めることができる。

- 一 建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者、建築主、設計者、工事監理者又は工事施工者
- 二 第一項の調査、第二項若しくは前項の点検又は第三項の検査をした一級建築士若しくは二級建築士又は第一項若しくは第三項の資格を有する者
- 三 第七十七条の二十一第一項の指定確認検査機関
- 四 第七十七条の三十五の五第一項の指定構造計算適合性判定機関

(国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査又は是正措置に関する手続の特例)

- 第十八条 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物及び建築物の敷地については、第六条から第七条の六まで、第九条から第十条まで及び第九十条の二の規定は、適用しない。この場合においては、次項から第二十三項までの規定に定めるところによる。
- 2 第六条第一項の規定によつて建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする建築物の建築主が国、都道府県又は建築主事を置く市町村である場合においては、当該国の機関の長等は、当該工事に着手する前に、その計画を建築主事に通知しなければならない。
- 3 建築主事は、前項の通知を受けた場合においては、第六条第四項に定める期間内に、当該通知に係る建築物の計画が建築基準関係規定(第六条の三第一項第一号若しくは第二号に掲げる建築物の建築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替又は同項第三号に掲げる建築物の建築について通知を受けた場合にあつては、同項の規定により読み替えて適用される第六条第一項に規定する建築基準関係規定。以下この項及び第十二項において同じ。)に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて、建築基準関係規定に適合することを認めたときは、当該通知をした国の機関の長等に対して確認済証を交付しなければならない。

(電気設備)

- 第三十二条 建築物の電気設備は、法律又はこれに基く命令の規定で電気工作物に係る建築物の安全及び防火に関するもの定める工法によつて設けなければならない。

(避雷設備)

- 第三十三条 高さ二十メートルをこえる建築物には、有効に避雷設備を設けなければならない。ただし、周囲の状況によつて安全上支障がない場合においては、この限りでない。

(この章の規定を実施し、又は補足するため必要な技術的基準)

- 第三十六条 居室の採光面積、天井及び床の高さ、床の防湿方法、階段の構造、便所、防火壁、防火区画、消火設備、避雷設備及び給水、排水その他の配管設備の設置及び構造並びに浄化槽、煙突及び昇降機の構造に関して、この章の規定を実施し、又は補足するために安全上、防火上及び衛生上必要な技術的基準は、政令で定める。

(地方公共団体の条例による制限の附加)

- 第四十条 地方公共団体は、その地方の気候若しくは風土の特殊性又は特殊建築物の用途若しくは規模に因り、この章の規定又はこれに基く命令の規定のみによつては建築物の安全、防火又は衛生の目的を充分に達し難いと認める場合においては、条例で、建築物の敷地、構造又は建築設備に関して安全上、防火上又は衛生上必要な制限を附加することができる。

(建築設備への準用)

- 第八十七条 政令で指定する昇降機その他の建築設備を第六条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物に設ける場合においては、同項(前条第一項において準用する場合を含む。)の規定による確認又は第十八条第二項(前条第一項において準用する場合を含む。)の規定による通知を要する場合を除き、第六条(第三項及び第五項から第十二項を除く。)、第六条の二(第三項から第八項までを除く。)、第六条の三(第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。)、第七条から第七条の四まで、第七条の五(第六条の三第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。)、第七条の六、第十八条(第四項から第十一項まで及び第二十三項を除く。)及び第八十九条から第九十条の三までの規定を準用する。この場合において、第六条第四項中「同項第一号から第三号までに係るものにあつてはその受理した日から三十五日以内に、同項第四号に係るものにあつてはその受理した日から七日以内に」とあるのは、「その受理した日から七日以内に」と読み替えるものとする。

(工作物への準用)

第八十八条 煙突、広告塔、高架水槽、擁壁その他これらに類する工作物で政令で指定するもの及び昇降機、ウォーターシュート、飛行塔その他これらに類する工作物で政令で指定するもの(以下この項において「昇降機等」という。)については、第三条、第六条(第三項及び第五項から第十二項までを除くものとし、第一項及び第四項は、昇降機等については第一項第一号から第三号までの建築物に係る部分、その他のものについては同項第四号の建築物に係る部分に限る。)、第六条の二(第三項から第八項までを除く。)、第六条の三(第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。)、第七条から第七条の四まで、第七条の五(第六条の三第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。)、第八条から第十一条まで、第十二条第五項(第四号を除く。)及び第六項から第八項まで、第十三条、第十八条(第四項から第十一項まで及び第二十二項を除く。)、第二十条、第二十八条の二(同条各号に掲げる基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。)、第三十二条、第三十三条、第三十四条第一項、第三十六条(避雷設備及び昇降機に係る部分に限る。)、第三十七条、第四十条、第三章の二(第六十八条の二十第二項については、同項に規定する建築物以外の認証型式部材等に係る部分に限る。)、第八十六条の七第一項(第二十八条の二(第八十六条の七第一項の政令で定める基準に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)、第八十六条の七第二項(第二十条に係る部分に限る。)、第八十六条の七第三項(第三十二条、第三十四条第一項及び第三十六条(昇降機に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)、前条、次条並びに第九十条の規定を、昇降機等については、第七条の六、第十二条第一項から第四項まで及び第十八条第二十二項の規定を準用する。この場合において、第二十条中「次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準」とあるのは、「政令で定めた技術的基準」と読み替えるものとする。

- 3 第三条、第八条から第十一条まで、第十二条(第五項第四号を除く。)、第十三条並びに第十八条第一項及び第二十三項の規定は、第六十六条に規定する工作物について準用する。

別表第一 耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない特殊建築物(第六条、第二十七条、第二十八条、第三十五条—第三十五条の三、第九十条の三関係)

	(い)	(ろ)	(は)	(に)
	用途	(い)欄の用途に供する階	(い)欄の用途に供する部分((一)項の場合にあつては客席、(五)項の場合にあつては三階以上の部分に限る。)の床面積の合計	(い)欄の用途に供する部分((二)項及び(四)項の場合にあつては二階の部分に限り、かつ病院及び診療所についてはその部分に患者の収容施設がある場合に限る。)の床面積の合計
(一)	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場その他これらに類するもので政令で定めるもの	三階以上の階	二百平方メートル(屋外観覧席にあつては、千平方メートル)以上	
(二)	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎その他これらに類するもので政令で定めるもの	三階以上の階		三百平方メートル以上
(三)	学校、体育館その他これらに類するもので政令で定めるもの	三階以上の階		二千平方メートル以上
(四)	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カブー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場その他これらに類するもので政令で定めるもの	三階以上の階	三千平方メートル以上	五百平方メートル以上
(五)	倉庫その他これに類するもので政令で定めるもの		二百平方メートル以上	千五百平方メートル以上
(六)	自動車車庫、自動車修理工場その他これらに類するもので政令で定めるもの	三階以上の階		百五十平方メートル以上

# 建築基準法施行令(抄)

(昭和二十五年十一月十六日政令第三百三十八号)  
最終改正:平成二三年一一月二八日政令第三六三号

## (面積、高さ等の算定方法)

- 第2条 次の各号に掲げる面積、高さ及び階数の算定方法は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- 6 建築物の高さ 地盤面からの高さによる。ただし、次のイ、ロ又はハのいずれかに該当する場合においては、それぞれイ、ロ又はハに定めるところによる。
- イ 法第56条第1項第1号の規定並びに第130条の12及び第135条の18の規定による高さの算定については、前面道路の路面の中心からの高さによる。
- ロ 法第33条及び法第56条第1項第3号に規定する高さ並びに法第57条の4第1項及び法第58条に規定する高さ(北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の各部分の高さの最高限度が定められている場合におけるその高さに限る。)を算定する場合を除き、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、12メートル(法第55条第1項及び第2項、法第56条の2第4項、法第59条の2第1項(法第55条第1項に係る部分に限る。)並びに法別表第4(ろ)欄2の項、3の項及び4の項の場合は、5メートル)までは、当該建築物の高さに算入しない。
- ハ 棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物は、当該建築物の高さに算入しない。
- 2 前項第2号、第6号又は第7号の「地盤面」とは、建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面をいい、その接する位置の高低差が3メートルを超える場合においては、その高低差3メートル以内ごとの平均の高さにおける水平面をいう。

## (風圧力)

- 第87条 風圧力は、速度圧に風力係数を乗じて計算しなければならない。
- 2 前項の速度圧は、次の式によつて計算しなければならない。
- $$q = 0.6E V_0^2$$
- この式において、q、E及び $V_0$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。
- q速度圧(単位 1平方メートルにつきニュートン)
- E当該建築物の屋根の高さ及び周辺の地域に存する建築物その他の工作物、樹木その他の風速に影響を与えるものの状況に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した数値
- $V_0$ その地方における過去の台風の記録に基づく風害の程度その他の風の性状に応じて30メートル毎秒から46メートル毎秒までの範囲内において国土交通大臣が定める風速(単位 メートル毎秒)
- 3 建築物に近接してその建築物を風の方向に対して有効にさえぎる他の建築物、防風林その他これらに類するものがある場合においては、その方向における速度圧は、前項の規定による数値の2分の1まで減らすことができる。
- 4 第1項の風力係数は、風洞試験によつて定める場合のほか、建築物又は工作物の断面及び平面の形状に応じて国土交通大臣が定める数値によらなければならない。

## (鋼材等)

- 第90条 鋼材等の許容応力度は、次の表1又は表2の数値によらなければならぬ。

1

種類／許容応力度		長期に生ずる力に対する許容応力度(単位 1平方ミリメートルにつきニュートン)				短期に生ずる力に対する許容応力度(単位 1平方ミリメートルにつきニュートン)			
		圧縮	引張り	曲げ	せん断	圧縮	引張り	曲げ	せん断
炭素鋼	構造用鋼材	F/1.5	F/1.5	F/1.5	F/1.5√3	長期に生ずる力に対する圧縮、引張り、曲げ又はせん断の許容応力度のそれぞれの数値の1.5倍とする。			
	ボルト	黒皮	—	F/1.5	—				
		仕上げ	—	F/1.5	—				
	構造用ケーブル	—	F/1.5	—	—				
	リベット鋼	—	F/1.5	—	F/2				
	鋳鋼	F/1.5	F/1.5	F/1.5	F/1.5√3				
ステンレス鋼	構造用鋼材	F/1.5	F/1.5	F/1.5	F/1.5√3				
	ボルト	—	F/1.5	—	F/1.5√3				
	構造用ケーブル	—	F/1.5	—	—				
	鋳鋼	F/1.5	F/1.5	F/1.5	F/1.5√3				
鉄		F/1.5	—	—	—				
この表において、Fは、鋼材等の種類及び品質に応じて国土交通大臣が定める基準強度(単位 1平方ミリメートルにつきニュートン)を表すものとする。									

(設置)

第129条の14 法第33条の規定による避雷設備は、建築物の高さ20メートルをこえる部分を雷撃から保護するように設けなければならない。

(構造)

第129条の15 前条の避雷設備の構造は、次に掲げる基準に適合するものとしなければならない。

- 1 雷撃によって生ずる電流を建築物に被害を及ぼすことなく安全に地中に流すことができるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。
- 2 避雷設備の雨水等により腐食のおそれのある部分にあつては、腐食しにくい材料を用いるか、又は有効な腐食防止のための措置を講じたものであること。

(工作物の指定)

第138条 煙突、広告塔、高架水槽、擁壁その他これらに類する工作物で法第88条第1項の規定により政令で指定するものは、次に掲げるもの(鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関するものその他他の法令の規定により法及びこれに基づく命令の規定による規制と同等の規制を受けるものとして国土交通大臣が指定するものを除く。)とする。

- 1 高さが6メートルを超える煙突(支柱及び支線がある場合においては、これらを含み、ストーブの煙突を除く。)
- 2 高さが15メートルを超える鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(旗ざおを除く。)
- 3 高さが4メートルを超える広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- 4 高さが8メートルを超える高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- 5 高さが2メートルを超える擁壁

《改正》平23政046

- 2 昇降機、ウォーターシュート、飛行塔その他これらに類する工作物で法第88条第1項の規定により政令で指定するものは、次の各号に掲げるものとする。
  - 1 乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの(一般交通の用に供するものを除く。)
  - 2 ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
  - 3 メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの

# 消防法(抄)

(昭和二十三年七月二十四日法律第百八十六号)

最終改正:平成二三年六月二四日法律第七四号

- 第一条 この法律は、火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行い、もつて安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的とする。
- 第七条 建築物の新築、増築、改築、移転、修繕、模様替、用途の変更若しくは使用について許可、認可若しくは確認をする権限を有する行政庁若しくはその委任を受けた者又は建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第六条の二第一項(同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による確認を行う指定確認検査機関(同法第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関をいう。以下この条において同じ。)は、当該許可、認可若しくは確認又は同法第六条の二第一項の規定による確認に係る建築物の工事施工地又は所在地を管轄する消防長又は消防署長の同意を得なければ、当該許可、認可若しくは確認又は同項の規定による確認をすることができない。
- 第九条の四 危険物についてその危険性を勘案して政令で定める数量(以下「指定数量」という。)未満の危険物及びわら製品、木毛その他の物品で火災が発生した場合にその拡大が速やかであり、又は消火の活動が著しく困難となるものとして政令で定めるもの(以下「指定可燃物」という。)その他指定可燃物に類する物品の貯蔵及び取扱いの技術上の基準は、市町村条例でこれを定める。
- 第十条 ④ 製造所、貯蔵所及び取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、政令でこれを定める。
- 第十二条 製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造及び設備が第十条第四項の技術上の基準に適合するように維持しなければならない。
- ② 市町村長等は、製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造及び設備が第十条第四項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者で権原を有する者に対し、同項の技術上の基準に適合するように、これらを修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができる。

## 消防法別指定数量(第九条の四)

第1類(酸化性固体)	1	塩素酸塩類	第1種酸化性固体 第2種酸化性固体 第3種酸化性固体	50kg
	2	過塩素酸塩類		300kg
	3	無機過酸化物		1000kg
	4	亜塩素酸塩類		
	5	臭素酸塩類		
	6	硝酸塩類		
	7	ヨウ素酸塩類		
	8	過マンガン酸塩類		
	9	重クロム酸塩類		
	10	その他のもので政令で定めるもの		
	11	前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの		
第2類(可燃性固体)	1	硫化リン		100kg
	2	赤リン		100kg
	3	硫黄		100kg
	4	鉄粉		500kg
	5	金属物	第1種可燃性固体 第2種可燃性固体	100kg
	6	マグネシウム		500kg
	7	その他のもので政令で定めるもの		
	8	前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの		
	9	引火性固体		1000kg

第3類(自然発火性物質及び 禁水性物質)	1	カリウム		10kg
	2	ナトリウム		10kg
	3	アルキルアルミニウム		10kg
	4	アルキルリチウム		10kg
	5	黄リン		20kg
	6	アルカリ金属(カリウム及びナトリウムを除く)及びアルカリ土類金属	第1種自然発火性物質及び禁 水性物質 第2種自然発火性物質及び禁 水性物質 第3種自然発火性物質及び禁 水性物質	10kg 50kg 300kg
	7	有機金属化合物(アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを除く)		
	8	金属の水素化物		
	9	金属のリン化物		
	10	カルシウム又はアルミニウムの炭化物		
	11	その他のもので政令で定めるもの		
	12	前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの		
第4類(引火性 液体)	1	特殊引火物		50リットル
	2	第一石油類	非水溶性液体 水溶性液体	200リットル 400リットル
	3	アルコール類		400リットル
	4	第二石油類	非水溶性液体 水溶性液体	1000リットル 2000リットル
	5	第三石油類	非水溶性液体 水溶性液体	2000リットル 4000リットル
	6	第四石油類		6000リットル
	7	動植物油類		10000リットル
第5類(自己反 応性物質)	1	有機過酸化物	第1種自己反応性物質 第2種自己反応性物質	10kg 100kg
	2	硝酸エステル類		
	3	ニトロ化合物		
	4	ニトロソ化合物		
	5	アゾ化合物		
	6	ジアゾ化合物		
	7	ヒドラジンの誘導体		
	8	その他のもので政令で定めるもの		
	9	前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの		
第6類(酸化性 液体)	1	過塩素酸		300kg
	2	過酸化水素		
	3	硝酸		
	4	その他のもので政令で定めるもの		
	5	前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの		

## 危険物の規制に関する政令(抄)

(昭和三十四年九月二十六日政令第三百六号)

最終改正:平成二三年一二月二一日政令第四〇五号

### (製造所の基準)

- 第九条 法第十条第四項の製造所の位置、構造及び設備(消火設備、警報設備及び避難設備を除く。以下この章の第一節から第三節までにおいて同じ。)の技術上の基準は、次のとおりとする。
- 十八 危険物を取り扱うにあたつて静電気が発生するおそれのある設備には、当該設備に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設けること。
- 十九 指定数量の倍数が十以上の製造所には、総務省令で定める避雷設備を設けること。ただし、周囲の状況によつて安全上支障がない場合においては、この限りでない。

### (屋内貯蔵所の基準)

- 第十条 屋内貯蔵所(次項及び第三項に定めるものを除く。)の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。
- 十四 指定数量の十倍以上の危険物の貯蔵倉庫には、総務省令で定める避雷設備を設けること。ただし、周囲の状況によつて安全上支障がない場合においては、この限りでない。

### (屋外タンク貯蔵所の基準)

- 第十一条 屋外タンク貯蔵所(次項に定めるものを除く。)の位置、構造及び設備の技術上の基準は次のとおりとする。
- 指定数量の倍数が十以上の屋外タンク貯蔵所には、総務省令で定める避雷設備を設けること。ただし、周囲の状況によつて安全上支障がない場合においては、この限りでない。

### (取扱いの基準)

- 第二十七条 ガソリン、ベンゼンその他静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物を移動貯蔵タンクに入れ、  
6・四・ハ 又は移動貯蔵タンクから出すときは、総務省令で定めるところにより当該移動貯蔵タンクを接地すること。

## 危険物の規制に関する規則(抄)

(昭和三十四年九月二十九日総理府令第五十五号)

最終改正:平成二四年三月三〇日総務省令第二四号

### (避雷設備)

- 第十三条の二の二 令第九条第一項第十九号(令第十九条第一項において準用する場合を含む。)、令第十条第一項第十四号(同条第二項及び第三項においてその例による場合を含む。)及び令第十二条第一項第十四号(同条第二項においてその例による場合を含む。)の総務省令で定める避雷設備は、日本工業規格A4201「建築物等の雷保護」に適合するものとする。

### (移動貯蔵タンクの接地)

- 第四十条の六 令第二十七条第六項第四号ハの規定による接地は、導線により移動貯蔵タンクと接地電極等との間を緊結して行わなければならない。

# 火薬類取締法(抄)

(昭和二十五年五月四日法律第百四十九号)

最終改正:平成二三年六月二四日法律第七四号

## (この法律の目的)

第一条 この法律は、火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費その他の取扱を規制することにより、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。

## (許可の基準)

第七条 経済産業大臣又は都道府県知事は、第三条又は第五条の許可の申請があつた場合には、その申請を審査し、第三条の許可の申請については左の各号に適合し、第五条の許可の申請については第三号及び第四号に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

一 製造施設の構造、位置及び設備が、経済産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

## (製造施設及び製造方法)

第九条 製造業者は、その製造施設を、その構造、位置及び設備が、第七条第一号の技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

## (貯蔵)

第十一条 2 火薬類の貯蔵は、経済産業省令で定める技術上の基準に従つてこれをしなければならない。

## (火薬庫)

第十二条 3 都道府県知事は、第一項の規定による許可の申請があつた場合において、その火薬庫の構造、位置及び設備が、経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

## (完成検査)

第十五条 第三条の許可又は第十二条第一項の許可(変更に係るものを除く。)を受けた者は、火薬類の製造施設の設置又は火薬庫の設置若しくは移転の工事をした場合には、経済産業省令で定めるところにより、製造施設又は火薬庫につき経済産業大臣又は都道府県知事が行う完成検査を受け、これらが、第七条第一号又は第十二条第三項の技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。

## (保安検査)

第三十五条 製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者は、火薬類の爆発若しくは発火の危険がある製造施設であつて経済産業省令で定めるもの(以下「特定施設」という。)又は火薬庫並びにこれらの施設における保安の確保のための組織及び方法について、経済産業省令で定めるところにより、定期に、経済産業大臣又は都道府県知事が行う保安検査を受けなければならない。

2 前項の保安検査は、特定施設又は火薬庫が、第七条第一号又は第十二条第三項の技術上の基準に適合しているかどうか並びに第二十八条第一項の認可を受けた危害予防規程に定められた事項のうち保安の確保のための組織及び方法に係るものとして経済産業省令で定めるものを実施しているかどうかについて行う。

## (定期自主検査)

第三十五条の二 製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者は、製造施設であつて経済産業省令で定めるもの又は火薬庫について、経済産業省令で定めるところにより、定期に、保安のための自主検査を行なわなければならぬ。

# 火薬類取締法施行規則

(昭和二十五年十月三十一日通商産業省令第八十八号)

最終改正:平成二一年一一月二七日経済産業省令第六五号

## 第四条 七の三

危険工室及び火薬又は爆薬の停滯量(火工品にあつてはその原料をなす火薬又は爆薬の停滯量)が百キログラムを超える火薬類一時置場にあつては、第三十条の規定により経済産業大臣が告示で定める基準による避雷装置を設けること。ただし、煙火等の製造所における危険工室及びがん具煙火貯蔵庫に貯蔵することができるがん具煙火を保管する火薬類一時置場であつてその構造が第二十九条に規定する基準に比して同等以上であるもの並びに導火線を保管する火薬類一時置場であつてその構造が第二十九条に規定する基準に比して同等以上であるものについては、この限りでない。

## (貯蔵の区分)

## 第十九条

左表上欄に掲げる火薬類は、それぞれ同表下欄に掲げる火薬庫に貯蔵しなければならない。この場合において、一級火薬庫、二級火薬庫、三級火薬庫又は水蓄火薬庫にあつては、異った貯蔵火薬類の区分に属する火薬類を同一の火薬庫に貯蔵してはならない。

貯蔵火薬類の区分	貯蔵すべき火薬庫
火薬(信号焰管、信号火せん及び煙火の原料用火薬を除く。)、爆薬(信号焰管、信号火せん及び煙火の原料用爆薬を除く。)、実包、空包、コンクリート破碎器、導爆線、電気導火線、導火線、導水管及び制御発破用コード	一級火薬庫
火薬(信号焰管、信号火せん及び煙火の原料用火薬を除く。)、爆薬(信号焰管、信号火せん及び煙火の原料用爆薬を除く。)、建設用びょう打ち銃用空包、コンクリート破碎器、導爆線、電気導火線、導火線、導水管及び制御発破用コード	二級火薬庫
火薬(信号焰管、信号火せん及び煙火の原料用火薬を除く。)、爆薬(信号焰管、信号火せん及び煙火の原料用爆薬を除く。)及び火工品(信号焰管、信号火せん及び煙火を除く。)	三級火薬庫
無煙火薬	水蓄火薬庫
実包及び空包	実包火薬庫
火工品(信号焰管、信号火せん及び煙火を除く。)	一級火薬庫
工業雷管、電気雷管、建設用びょう打ち銃用空包、コンクリート破碎器、導爆線、導火線、電気導火線、導水管、導水管付き雷管その他火工品であつて経済産業大臣が告示で定めるもの	二級火薬庫
トリニトロトルエン、トリメチレントリニトロアミン及びこれらの混合物並びにこれらを主とする爆薬	水蓄火薬庫
信号焰管及び信号火せん	一級火薬庫
信号焰管及び信号火せん	三級火薬庫
煙火並びに煙火の原料用火薬及び爆薬	一級火薬庫
信号焰管、信号火せん、煙火、コンクリート破碎器、電気導火線及び導火線並びに信号焰管、信号火せん及び煙火の原料用火薬及び爆薬	煙火火薬庫
がん具煙火(第一条の五第一号～(2)に掲げるものを除く。)	がん具煙火貯蔵庫
導火線、電気導火線及び導水管	導火線庫

(最大貯蔵量)

第20条 火薬庫の最大貯蔵量は、次の表に掲げる火薬類の種類に応じて、それぞれ同表の火薬庫の種類別に該当する量とする。

火薬類の種類	火薬庫の種類	一級火薬庫	二級火薬庫	三級火薬庫	水蓄火薬庫	実包火薬庫	煙火火薬庫	がん具煙火貯蔵庫	導火線庫
火薬	八十トン	二十トン	五十キログラム	四百トン					
爆薬	四十トン	十トン	二十五キログラム	二百トン					
工業雷管及び電気雷管	四千万個	一千万個	一万個						
信号雷管	一千万個		一万個						
導爆線	二千キロメートル	五百キロメートル	千五百メートル						
銃用雷管	四億個		四十万個						
実包及び空包	八千万個	二千万個	六万個		八千万個				
信管及び火管	二百万個		三万個						
コンクリート破碎器	四百万個	百万個	一万個			二十五万個			
導火管付き雷管	一千万個	二百五十万個	二千五百個						
制御発破用コード	四百キロメートル	百キロメートル	三百メートル						
信号焰管及び信号火せん	八十トン		百キログラム			五トン			
煙火並びに煙火の原料用火薬及び爆薬	四十トン					五トン			
信号焰管及び信号火せんの原料用火薬及び爆薬						五トン			
がん具煙火(第一条の五第一号へ(2)に掲げるものを除く。)							十トン		
導火線及び電気導火線	無制限	無制限	無制限			無制限		無制限	
導火管	無制限	無制限	無制限					無制限	

(地上覆土式一級火薬庫の位置、構造および設備)

第二十四条

十二 火薬庫には、避雷装置を設けること。

(地上覆土式一級火薬庫の位置、構造および設備)

第二十四条の二 地上に設置する覆土式一級火薬庫は、その位置、構造および設備について、前条第一号、第四号、第七号、第九号、第十二号、第十四号および第十六号ならびに次条第七号および第八号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

(二級火薬庫の位置、構造及び設備)

第二十六条 地上に設置する二級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第一号、第五号、第七号、第九号、第十号及び第十四号から第十六号までの規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

二 火薬庫には、できるだけ避雷装置を設けること。

(実包火薬庫の位置、構造および設備)

第二十七条の四 実包火薬庫は、その位置、構造および設備について、第二十四条第一号、第二号、第四号から第十号まで、第十二号、第十四号および第十六号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

(煙火火薬庫の位置、構造及び設備)

第二十八条 煙火火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第一号、第七号から第十二号まで及び第四号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

(避雷装置)

第三十条 避雷装置は、位置、型式、構造、材質等について経済産業大臣が告示で定めるものを使用しなければならない。

(定期自主検査)

第六十七条の九 定期自主検査は、次の各号の規定により行なわなければならない。

- 一 年二回以上毎年定期に行なうこと。この場合において、製造または貯蔵について繁忙期のある製造施設または火薬庫については、繁忙期の直前に一回は行なわなければならない。
- 二 製造施設又は火薬庫を大掃除した後、その構造、位置及び設備が法第七条第一号 又は第十二条第三項の技術上の基準に適合しているか否かについて検査すること。
- 三 避雷装置、警鳴装置、消火設備等が円滑に作動するか否かを検査すること。

# 経済産業省告示台百四十五号

(平成二十七年七月六日)

避雷装置の位置、型式、構造、材質等を定める告示  
火薬類取締法施行規則第三十条の経済産業大臣が告示で定める避雷装置の位置、  
型式、構造、材質等は、次のいずれかとする。

- 一 次のいずれにも適合するもの
- イ 避雷装置の型式は、避雷針又は架空地線であること。  
ロ 突針又は架空線は、雷撃から保護しようとする建物(以下「被保護建物」という。)の全ての点と突針の先端又は架空線の上端のいずれかの点とを結ぶ直線と、突針の先端又は架空線の上端のその点を通る鉛直線とのなす角度が四十五度以内となるように設けてあること。ただし、次に掲げる空間においては、その角度は六十度以内であること。
- (1) 被保護建物一棟について突針を二以上設ける場合において、いずれか二の突針の先端を含む鉛直面に対して三十度の角度をなし、かつ、それぞれの突針の先端を含む鉛直面によって囲まれた空間
- (2) 被保護建物一棟について架空線を二以上設ける場合において、架空線の両端のいずれか二を含む鉛直面によって囲まれた空間
- ハ 被保護建物の上端から突針の先端までの高さは、二十五センチメートル以上、  
被保護建物の上端から架空線の上端までの高さは、三メートル以上であること。
- 二 ホ 架空線は、できるだけ水平であること。
- ホ 突針は、直径が十二ミリメートル以上の銅棒、架空線は、断面積が三十平方ミリメートル以上の銅線又はこれと同等以上の電導効果のある導体であること。
- ヘ ト 突針又は架空線は、避雷導線によって接地電極に接続されていること。
- ト 避雷導線は、被保護建物から独立して避雷針若しくは架空地線を設けた場合又はその避雷導線が断面積が四十一平方ミリメートル以上の銅線若しくはこれと同等以上の電導効果のある導体である場合を除き、被保護建物の上端以下においては二条以上とし、相互に引き離して設けてあること。
- チ 避雷導線は、直線的に設け、やむを得ず湾曲させる場合には、その湾曲部の曲率半径が二十センチメートル以上であり、かつ、架空地線又は避雷針を被保護建物から独立して設けた場合を除き、建物の最外側に沿って設けてあること
- リ 避雷導線は、断面積が三十平方ミリメートル以上の銅線又はこれと同等以上の電導効果のある導体であること。
- ヌ 避雷導線と突針又は架空線及び接地電極との接続部並びに避雷導線相互の接続部の電気抵抗は、接続されるこれらの導体のうち、電気抵抗が高い導体の電気抵抗より高くないこと。
- ル 避雷導線は、電灯線、電話線若しくはガス管(避雷導線との間に、鉄筋コンクリート造の壁、接地された金属板又は金属網その他の静電気的遮蔽物があるものを除く。)又は可燃性のガス若しくは火薬類の粉じんの出るおそれのあるバルブ、ゲージ、排気孔等から一メートル以上離れていること。ただし、可燃性のガス又は火薬類の粉じんの出るおそれのあるバルブ、ゲージ、排気孔等から一メートル以上離すことが著しく困難である場合において、これらの物を耐食性の金属網で覆う等適當な引火防止の措置が講じられているときは、この限りでない。
- ヲ ワ 突針支持物として鉄管を用いる場合には、避雷導線は、その管内を通っていないこと。
- ワ 避雷導線から一メートル未満の距離にある金属製の雨どい、はしご等(避雷導線との間に鉄筋コンクリート造の壁、接地された金属板又は金属網その他の静電気的遮蔽物があるものを除く。)は、断面積が十四平方ミリメートル以上の銅線又はこれと同等以上の電導効果のある導体により接地していること。
- カ 被保護建物から独立して避雷針又は架空地線を設ける場合には、避雷針又は架空地線の各部分は、その建物から二・五メートル以上離れていること。
- ヨ 避雷針又は架空地線は、雷撃、風圧等により損傷が生じないように堅固に設置されること。
- タ 避雷針又は架空地線を支持するため支線を設ける場合には、その支線は、支持点において避雷導線に接続していること。
- レ ソ ツ ネ タの支線は、ル及びワの規定の適用に関しては、避雷導線とみなす。
- ツ 接地電極は、避雷導線ごとに一個以上であること。
- ネ 接地電極は、ガス管から一メートル以上離して埋設されていること。
- ナ 接地電極は、銅板等の耐食性の金属体とすること。
- ナ 接地電極の接地抵抗(接地電極に接続する避雷導線の接地抵抗を含む。)は、避雷導線が二条以上の場合にあってはその一条ごとに二十オーム以下、一条の場合にあっては十オーム以下であること。
- ナ ただし、避雷針又は架空地線を大地の固有抵抗が高い山地、砂地等に設ける場合において、被保護建物から放射状に地下五十センチメートル以上の深さに埋設した断面積が三十平方ミリメートル以上であって長さが五メートル以上の銅線四条以上をもって接地電極とするときは、この限りでない。
- 二 日本工業規格A四二〇一(二〇〇三)「建築物等の雷保護」の外部雷保護システムに適合するものであって、保護レベルがI又はIIであるもの。